

平成 21 年 9 月 11 日

近畿財務局長談話

－ 池田銀行と泉州銀行に対する銀行持株会社の設立認可について －

1. 本日、株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行に対し、両銀行を子会社とする持株会社「株式会社池田泉州ホールディングス」の設立について、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が認可を行い、近畿財務局長より認可書を交付した。

(設立予定日：平成21年10月1日)

2. 当局としては、持株会社の設立により、両行が経営基盤の強化を図り、持続的なビジネスモデルを構築することにより、地域の利用者ニーズに対応した金融サービスの提供や地域が必要とする円滑な資金供給を行い、地域経済の発展に、より一層貢献することを期待している。

照会先 近畿財務局理財部

金融監督第1課

電話 06-6949-6369